

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



生活保護は、日本国憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活にお困りの方はいつでもご相談ください。

はだのしふくしじむしょせいかつえんごか
秦野市福祉事務所生活援護課

電話：0463-82-7393（直通）

せいかつ ほ ご もくべき

| 生活保護の目的

びょうき りしょく りゆう せいかつ こま かた たい くに さだ
病気や離職などの理由により生活に困っている方に対し、国が定める

さいていげん ど せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく しえん
最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを

もくべき ぼうりょくだんいん たい ほ ご ようけん み
目的としています。ただし、暴力団員に対しては保護の要件を満たさないものと

げんそくしんせい きやっか げんせい たいおう
し、原則申請を却下するなど、厳正に対応します。



【自立した生活とは】

にちじょうせいかつじりつ 日常生活自立	けんこうめん せいかつめん かんり じぶん にちじょうせいかつ おく 健康面や生活面での管理など自分で日常生活を送れる
しゃかいせいかつじりつ 社会生活自立	しゃかい も ちい きしゃかい いちいん せいかつ おく 社会とつながりを持ち地域社会の一員として生活が送れる
けいざいてきじりつ 経済的自立	しゅうろう じしん しゅうにゅう え せいかつ おく 就労など自身で収入を得ることで生活が送れる

2 生活保護の仕組み

せいかつ ほ ご くに さだ きじゅん さんてい さいていせいかつひ せたいぜんいん しゅうにゅう
生活保護は、国が定める基準により算定される最低生活費と世帯全員の収入
ひかく しゅうにゅう さいていせいかつひ したまわ ばあい さいていせいかつひ しゅうにゅう さ ひ
を比較し、収入が最低生活費を下回る場合に、最低生活費から収入を差し引い
さがく ほ ご ひ しきゅう しゅうにゅう さいていせいかつひ こ ばあい せいかつ
た差額が保護費として支給されます。収入が最低生活費を超える場合には生活
ほ ご せ い ど り よう
保護制度の利用はできません。

さいていせいかつひ せたいにんざう ねんれい けってい 最低生活費（世帯人数や年齢により決定）

しゅうにゅう きゅうよ ねんきん てあて しおく
収入（給与、年金、手当、仕送りなど）

ふそく せいかつひ
不足する生活費

せいかつ ほ ご せ い ど
【生活保護制度における世帯について】
おな じゅうきょ きょじゅう せいけい いっしょ かた
同じ住居に居住し生計が一緒の方は
げんそくどういつせたい にんてい おな
原則同一世帯として認定します。また、同じ
じゅうきょ きょじゅう ばあい こんいんかんけい
住居に居住していない場合でも婚姻関係
にゅういんちゅう かた ばあい げんそくどういつ
や入院中の方などがいる場合は、原則同一
せ たい にんてい
世帯と認定します。

せいかつ ほ ご ひ しきゅう
生活保護費として支給



3 生活保護利用までの流れ

(1) 相談

生活に困っており生活保護制度を利用したいと

考えたら、現在お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。電話でのご相談
も可能です。

相談では、生活状況をお伺いするとともに、生活保護制度のほか、他の活用
可能な制度のご案内も行うことができます。

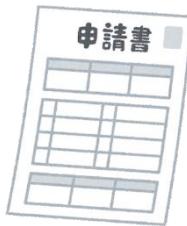


(2) 申請

生活保護を希望する方は、申請書類を提出します。

申請は本人の意思で申請することが必要ですが、事情により本人が申請できない
場合には、親族などが代理で申請することも可能です。

また、申請に伴い調査に必要な書類（資産状況を確認できる書類など）を
提出していただきます。



(3) 調査・審査

生活状況や資産状況、収入状況などを調査し、生活保護が必要か審査します。生活状況は訪問による調査、資産状況は銀行や生命保険会社、収入状況は日本年金機構などへ調査します。

生活保護は、生活保護法に定める要件のもとにどなたでも利用できますが、
資産、能力、その他の制度など利用できるものは活用していただきます。



【資産の活用】

最低生活に必要な資産以外の預貯金、有価証券、生命保険、

貴金属、土地、家屋、自動車などは原則として処分し、生活費に充ててください。
ただし、個別の事情により保有が認められる場合もあります。



【能力の活用】

はたら ひと じぶん のうりょく おう はたら ひつよう
働く人は、自分の能力に応じて働く必要があります。
びょうきどう はたら かた りょうよう ゆうせん じりつ む どりょく
病気等で働くことができない方は療養を優先し、自立に向けた努力をして
ください。



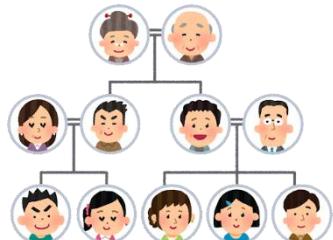
【その他の制度の活用】

ねんきん てあて いりょうじょせい しゃかいほしょうせいど た ほうりつ せいど
年金や手当、医療助成、社会保障制度など、他の法律や制度で
受けられる援助がある場合は優先して受けてください。



【扶養義務者からの援助】

おや こ きょうだいしまい みんぱうじょう ふようぎむしゃ えんじょ
親や子ども、兄弟姉妹など民法上の扶養義務者から援助
けいざいてき せいしんてき う ばあい う
(経済的、精神的)が受けられる場合は受けてください。
ふよう かのう はんい えんじょ おこな
ただし、扶養は可能な範囲での援助を行うものであり、
えんじょかのう しんぞく せいかつほごせいどりょう
援助可能な親族がいることで生活保護制度の利用ができないということでは
ありません。
でいふい か ていいぼうりょく ぎやくたい しゃっきん かんけいふりょう しせつにゅうしょしゃ
また、DV(家庭内暴力)や虐待、借金などによる関係不良、施設入所者な
ど特別な事情がある場合は、照会を見合わせることがあります。



(4) 決定

ほご けってい しんせい げんそく にちいない おこな ちょうさ じかん よう
保護の決定は申請から原則14日以内に行いますが、調査に時間を要する
ばあい にち の ばあい
場合には30日まで延びる場合があります。

せいかつほ ご しゅるい 4 生活保護の種類

せいかつほ ご つぎ ふじょ
生活保護には、次の扶助があります。

せいかつふ じょ 生活扶助

しょくひ いりょうひ こうねつすいひ
食費、衣料費、光熱水費
にちじょうせいかつ ひつよう ひょう
など日常生活に必要な費用



じゅうたくふ じょ 住宅扶助

やちん ちだい ひょう
家賃、地代などの費用や
かおく ほしゅう ひょう
家屋の補修などの費用



かいごふ じょ 介護扶助

かいご う
介護サービスを受ける
ひつよう ひょう
ために必要な費用



いりょうふ じょ 医療扶助

びょうき ちりょう
けがや病気の治療に
ひつよう ひょう
必要な費用



きょういくふ じょ 教育扶助

がくようひんひ きゅうしょくひ
学用品費、給食費など
ちゅうがく卒業までに必要な費用



しゅっさんふ じょ 出産扶助

しゅっさん ひつよう ひょう
出産に必要な費用



せいぎょうふ じょ 生業扶助

こうどうがっこうとう しゅうがく ひつよう
高等学校等の修学に必要な
ひょう しゅうろう ひつよう ぎのう
費用や就労に必要な技能や
しかくしゅうとく ひょう
資格習得にかかる費用



そうさいふ じょ 葬祭扶助

せいかつほ ご う
生活保護を受けて
かた そうぎ
いる方が、葬儀を
おこな ひつよう ばあい
行う必要がある場合
ひょう の費用



せたい ひつよう し しゅつ おう つぎ ふ じょ しきゅう
また、世帯によって必要な支出に応じた次のような扶助があります。支給には
いつてい ようけん じょうげん しんせいき げん じぜん そうだん しんせい ひつよう
一定の要件や上限、申請期限がありますので、事前にご相談のうえ申請が必要で
す。

つういんこうつうひ 通院交通費	つういんじ ひつよう でんしゃ こうつうひ 通院時に必要なバス、電車などの交通費
ちりょうざいりょうひ 治療材料費	めがね 眼鏡、コルセットなど
かぐじゅうきひ 家具什器費	ほごかいじ ひつよう すいじょうひん しょっき 保護開始時に必要な炊事用品や食器などがない場合
じゅうたく こうしんりょう 住宅の更新料	ちんたいじゅうたく けいやくこうしんりょう 賃貸住宅の契約更新料など
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	しょうちゅうがっこう こうどうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひょう 小中学校、高等学校の入学準備に必要な費用

5 生活保護を利用する方の権利と義務



(1) 権利

生活保護制度を利用する方には、次のような権利が保障されています。

- 要件を満たせば、すべての方が平等に利用することができます。
- 正当な理由なく、すでに決定された保護は不利益に変更されることはありません。
- 受け取った保護金品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 福祉事務所が決定した保護の内容について不服がある時は、神奈川県知事に対して所定の手続きにより審査請求することができます。

(2) 義務



① 自分の生活をよりよくするための努力をすること

働くことができる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働くことができない方は療養を優先し、自立に向けた努力をしてください。

② 生活保護費は支給目的のため使用すること

家賃や給食費、介護保険料などはそれぞれの支払いに充てることを目的として支給しており、ほかの用途に充てることはできませんので、滞納などがないようにしてください。県営住宅の家賃や給食費、介護保険料は原則代理納付（福祉事務所が直接納付）します。



③ 福祉事務所からの指導、指示を守ること

福祉事務所では、生活保護を利用するために必要な指導、指示を口頭または文書で行い、利用中の方はこれを守る義務があります。



【指導、指示の一例】

- 健康状態などから働くことができるにもかかわらず正当な理由もなく働かないでいるとき

○ 働いていても収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしないとき

○ 病気を治す必要があるのに療養に専念しないとき

○ 売却などにより活用する必要のある資産を処分しないとき

○ 利用が可能な他の制度や施策を活用しないとき

○ 福祉事務所への届出の義務を守らないとき



④ 生活保護に必要な届出をすること

生活保護は世帯単位で受けるため、世帯全員について生活状況に変化があった時は速やかに届出をする必要があります。保護費の決定にかかわりますので、遅れないように、忘れないように速やかに届出してください。

6 届出が必要なとき

(1) 世帯の状況に変化があったとき

○ 出産、死亡、転入転出、入退学、休学、

卒業、入院、事故、結婚など世帯員に変化があったとき

○ 就職や離職をしたとき

○ 健康保険の資格を取得、喪失したとき

○ 帰省、海外への渡航などで家を長期間留守にするとき

○ 生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

○ 家賃や地代が変更されるとき

届出については一例ですので、担当ケースワーカーに確認してください。



(2) 収入や資産に変化があったとき

○ 毎月給与を受け取ったとき

○ 賞与や日払いの給与など臨時の収入があったとき

○ 未成年者によるアルバイト収入があったとき

○ 年金などの公的手当の支給があったとき

○ 生命保険の給付金や解約返戻金があったとき

○ 交通事故などで相手から慰謝料等を受け取ったとき



- 車や不動産などの資産の売却益があったとき
- 相続や仕送り、養育費などの収入を得たとき
- 他人から借金をしたときや他人に貸していたお金が返ってきたとき

【収入認定の控除】

申告を行って一定の金額を控除することや、
収入として認定しない場合があります。(控除分は手元に残ります。)



☆ 就労収入に対する控除

基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額を控除
20歳未満控除	20歳未満の者の場合、基礎控除のほか一定の金額を控除
その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除

☆ 高校生のアルバイト収入について

高校の授業料不足分や修学旅行費、クラブ活動費、大学等入学費用など早期自立に充てられる貯蓄分と認定された場合は、収入認定額より控除することもできますので、担当ケースワーカーへご相談ください。

7 保護費の返還について

次のような場合には、支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。

(1) 生活状況の変化により保護費の変動があった場合



収入の変動や世帯員の増減、世帯員の入退院などにより支給する保護費が変動し、届出が遅れるなどにより変更処理が間に合わず保護費を支給した場合、支給しすぎた保護費を返還していただきます。

(2) 資産の処分や年金、手当などの収入があった場合

生命保険の解約や不動産の売却、年金や雇用保険などの収入を得た場合、すでに支給された保護費は返還していただきます。





(3) 不正に制度を利用した場合

じじつ いつわ かく しゅうにゅうしんこく てきせい おこな
事実を偽り、または隠したりして収入申告が適正に行われて
いないことが判明した場合、不正に受けた保護費は返していただきます。

あくしつ はんだん ばい ほごひ かえ かさんきん ちょうしゅう ばい
また、悪質と判断した場合には保護費だけではなく加算金を徴収する場合
があるほか、法律により罰せられる場合があります。

8 保護費の支給日について

げんそくまいつき にち にち へいちょうび ばい まえ かいちょうび
原則毎月5日（5日が閉庁日の場合はその前の開庁日）です。

ひつよう りんじ しきゅう おこな ばい
また、必要により臨時での支給を行う場合もあります。



9 減免について

せいどりょううちゅう こくみんけんこうほけんぜい こくみんねんきんほけんりょう えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう
制度利用中は、国民健康保険税、国民年金保険料、NHK放送受信料、
こていしさんせい しけんみんせい けんめん う
固定資産税、市県民税などの減免を受けることができます。

10 病院のかかり方

りょう びょういん かた
マイナンバーカードを利用して病院へかかることができます。
てつづ そうだん
(手続きについては、ケースワーカーにご相談ください)

りょう びょういん い しんりょういらいひょう いりょうけん
マイナンバーカードを利用せずに病院に行くときは、診療依頼票（医療券）
も い しんりょういらいひょう せいかつえんごか きゅう たいちょうふりょう
を持って行ってください。診療依頼票は生活援護課にあります。急な体調不良
など、やむを得ず生活援護課へ来ることができない場合には、受診前に生活
えんごか でんわ びょういんめい つた
援護課へ電話し、病院名などを伝えください。



【注意点】

- 生活保護法で指定された、できるだけ市内の病院を受診してください。
指定外の病院で受診すると医療費は自己負担となることがあります。
- 原則同じ病名で2か所以上の病院を受診することはできません。
- 夜間や休日に緊急で受診するときは保護決定通知書を持って行ってください。受診後は必ず生活援護課へ連絡してください。
- 会社の健康保険に加入している場合や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、診療依頼票とともに病院へ持って行ってください。



【先発医薬品について】

生活保護法では、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）
を使用していただきます。医師が医療上必要があると判断した場合に先発医薬品
の使用が認められます。



【健康診断、健康管理支援について】

制度利用中で40歳以上の方は秦野市の健康診断が無料で
受けられます。
また、健康維持や増進を目的に、保健師による健康管理支援事業を実施して
いますので、詳しくは担当ケースワーカーへご相談ください。

そうだん

相談について



相談時には、次の資料をお持ちください。（資料がなくても相談は可能です。）

事前に相談予約をしていただくとお待たせせずにご案内ができます。また、

相談内容により時間がかかる場合があります。

これらのうち、
お持ちの資料で結構です。
も
しりよう
けっこう

<input type="checkbox"/>	けんこうほけんしゃしょう 健康保険者証
<input type="checkbox"/>	せたいぜんいん よきんつうちょう ざんだかきちょう ねが 世帯全員の預金通帳すべて（残高記帳をお願いします。）
<input type="checkbox"/>	ちんたいしゃくけいやくしょ やちん かくにん しょるい 賃貸借契約書もしくは家賃が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	ほけんしょうしょ せいめいほけん じどうしゃほけん がくしほけん 保険証書（生命保険、自動車保険、学資保険など）
<input type="checkbox"/>	ちよつきん げつぶん きゅうよ しょるい 直近3か月分の給与がわかる書類
<input type="checkbox"/>	ねんきんつうち ねんkinてちょう ねんきんしょうしょ 年金通知はがき、年金手帳、年金証書
<input type="checkbox"/>	じどうてあてけついつうちしょ じどうふようてあてしょうしょ 児童手当決定通知書、児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	ぼしせちょう 母子手帳
<input type="checkbox"/>	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
<input type="checkbox"/>	じりつしえんりょうじゆきゅうしゃしょう 自立支援医療受給者証
<input type="checkbox"/>	していなんびょうりょうじゆきゅうしゃしょう ふくしいりょうしょう 指定難病医療受給者証、福祉医療証
<input type="checkbox"/>	かいごほけんひほけんしゃしょう 介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	こようほけんじゆきゅうしかくしゃしょう 雇用保険受給資格者証
<input type="checkbox"/>	とうきほとうほん とち たてもの 登記簿謄本（土地、建物）
<input type="checkbox"/>	じどうしゃめんきょしょ しゃけんしょう 自動車免許証、車検証
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードもしくは通知書 マイナンバーカードもしくは通知書
<input type="checkbox"/>	ざいりゅう がいこくせき かた 在留カード（外国籍の方）
<input type="checkbox"/>	た その他（）



12 ケースワーカーについて

ケースワーカーは、生活保護を利用する方が抱える困難な問題や課題について、どうすれば解決をしていくことができるか一緒に考え、自立に向けた支援をする福祉事務所の職員です。

そのため、定期的にお住まいに訪問し、また電話などにより生活状況の確認をしますので、生活上のお困りごとがある場合には、ご相談ください。

あなたの担当は、生活援護課_____です。

メモ